QA2　「除染特別地域」とはどこですか

国が除染の計画を策定し、除染事業を進める地域として、放射性物質汚染対処特措法に基づき指定されている地域です。基本的には事故後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあるとされた「計画的避難区域」と、福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の「警戒区域」であった区域を指します。

具体的には、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の地域のうち警戒区域または計画的避難区域であった区域です。

本資料への収録日：2012 年 12 月 21 日
改訂日：2014 年 3 月 31 日